

民営化事例の譲渡価格について

【譲渡価格の影響要因】

譲渡価格に影響すると考えられるものを記載する。

要 因	影 響
譲 渡 資 産	<ul style="list-style-type: none"> ・ ガス製造設備能力や供給設備の程度により異なる。また、設備の増設や更新が多く想定される場合は、多額の投資が必要となり譲渡価格に考慮されることがある。 ・ 土地を賃貸する場合や、附带事業である LP ガス・簡易ガス事業の扱いなど、条件によって大きく異なる。 <p>※ 固定資産(土地、導管、ガス設備等)が譲渡価格の基礎となる。</p> <p>※ 流動資産(製品ガス、売掛ガス料金等)は決算後に精算される。</p>
熱量変更事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多大な業務負担や設備投資が発生するため、熱量変更事業に必要な費用が考慮されることがある。 ・ 熱量変更に伴う原料選択を全国的に需要が高い天然ガスを導入しているか、また、原料調達方法(パイプライン・ローリー輸送等)など考慮されることがある。 <p>※ 松江市は、平成 16 年に天然ガス転換作業を完了済み。</p> <p>※ 松江市の原料は、液化天然ガスをローリー輸送。</p>
事業規模・経営の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ お客さま件数、販売量、用途割合、売上高など事業者により、ガス需要の特徴がある。 ・ 地域特性、普及率、開発計画などから潜在的ガス需要が高い場合は、将来利益の部分が譲渡価格に加えられる可能性がある。 ・ 譲渡前の経営状態が影響する場合がある。 <p>※ 譲渡先主体の評価部分となる。</p>
契 約 方 法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 競争入札の場合、競争原理がはたらき、譲渡価格が高くなる可能性がある。 ・ 随意契約の場合、双方で協議して決定されるため、低くなる可能性がある。 ・ プロポーザル方式で競合の場合、評価基準で譲渡価格が重要視されれば、譲渡価格が高くなることが考えられる。
契 約 条 件 など	<ul style="list-style-type: none"> ・ 最低譲渡価格を定める場合がある。 ・ 一定期間のガス料金据置や値下げ制約を定める場合がある。 ・ 事業引継ぎに係わる経費負担を含める場合がある。 ・ 一定期間の市道道路占用料減免を行う場合がある。

【譲渡価格の算出方法】

譲渡価格の算定には確定の方法はない。また、過去の公営ガス事業譲渡に係わる譲渡価格内訳や算定方法について公表されていない。

ただし、「公営ガス事業の民営化手法研究会報告書」において、過去事例として記載されている。

譲渡価格＝ガス事業法に基づく固定資産の帳簿価額＋含み益・含み損＋(将来利益の現在価値)

※含み益又は含み損：土地は不動産鑑定価格で評価し、帳簿価額との差額

※将来利益の現在価値：事業規模、経営状況、高カロリー化の完了・未完了、今後の普及の可能性などを考慮したもの

【譲渡価格の参考例】

戸当り譲渡価格には、譲渡条件や事業規模など様々な要因が関係して大きな幅が生じている。

事業者名	譲渡価格	備考
北見市 (約 20,000 件)	約 2 億 4,600 万円 (約 1 万円/件)	熱量変更事業費(31 億 5 千万円)を控えていることや経年管更新事業で多額の投資が必要であるためなど、事業規模から見れば低額の譲渡価格となった。 ※ プロポーザル方式による応募事業者 1 社
越前市 (約 6,500 件)	約 38 億 1,000 万円 (約 58 万円/件) ※寄付金 3 億円含	熱量変更事業完了済み。企業債残高(約 24 億円)に見合った金額として、最低譲渡価格 24 億円を示していた。戸当りの譲渡価格が最高額となった。 ※ プロポーザル方式による応募事業者 3 社
松江市と同規模事業者 (約 22,000~12,000 件)	約 42~25 億円 (約 30~15 万円/件)	佐賀市、四街道市、白根市、燕市 ※ 詳細は、第 2 回検討委員会 資料 1「最近の公営ガス事業者民営化事例」を参照

※北見市及び越前市の情報は、各市HPより

※松江市と同規模事業者の情報は、第 2 回検討委員会 資料 1「最近の公営ガス事業者民営化事例」より